

川崎市アレルギー疾患対策庁内連絡会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市アレルギー疾患対策推進方針を踏まえ、関係部署の連携を図り、本市における総合的なアレルギー疾患対策を推進することを目的として、川崎市アレルギー疾患対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合的なアレルギー疾患対策の推進に向けた検討、協議及び調整に関すること。
- (2) その他、アレルギー疾患対策に係る必要な事項に関すること。

(連絡会議)

第3条 連絡会議は会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は健康福祉局保健医療政策部保健政策担当部長をもって充てる。
- 3 委員は別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。
- 5 連絡会議は会長が招集する。
- 6 会長が必要と認める場合は、関係者の出席又は資料の提出等を求めることができる。

(庶務)

第4条 連絡会議の庶務は、健康福祉局保健医療政策部アレルギー疾患対策担当において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	所属・役職
1	総務企画局都市政策部企画調整課長
2	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
3	財政局財政部財政課長
4	環境局環境対策部地域環境共創課長
5	健康福祉局総務部危機管理担当課長
6	健康福祉局総務部企画課長
7	健康福祉局保健医療政策部保健医療政策担当課長
8	健康福祉局保健医療政策部健康増進担当課長
9	健康福祉局保健医療政策部アレルギー疾患対策担当課長
1 0	健康福祉局保健医療政策部環境保健担当課長
1 1	健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当課長
1 2	健康福祉局保健医療政策部食品安全担当課長
1 3	こども未来局保育・子育て推進部運営支援・人材育成担当課長
1 4	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当課長
1 5	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当課長
1 6	危機管理本部危機対策部地域連携担当課長
1 7	病院局経営企画室担当課長
1 8	教育委員会学校教育部健康教育課長
1 9	教育委員会健康給食推進室担当課長